

野田市公告第210号

令和6年8月4日に執行する野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定による異議の申出がなかったため、同令第22条第1項の規定により公告する。

また、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第4項の規定により公告する。

令和6年7月11日

野田市長 鈴木 有

記

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 7人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1人 |
| 3 宅地の所有者から選挙される委員についての予備委員の数 | 2人 |
| 4 宅地について借地権を有する者から選挙される委員についての予備委員の数 | 1人 |